

借入金に係る債務免除益の所得分類の判断構造

(東京地判平成30年4月19日(平成26年(行ウ)第649号)裁判所ウェブサイト)

藤間大順

(青山学院大学法学部非常勤助手・同大学非常勤講師)

目次

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| I はじめに | 3 債務免除益の所得分類をめぐる先行裁判例と本判決 |
| II 事案の概要 | 4 本判決の規範の妥当性 |
| III 裁判所の判断 | 5 債務免除益の所得分類と借入金の使途 |
| IV 検討 | 6 検討のまとめ |
| 1 本判決の意義および本研究の概要 | |
| 2 債務免除益の課税理論と本判決 | |

I はじめに

近年、債務免除益の所得分類について争う訴訟がいくらか提起されている。後述するとおり、平成27年最判では、この点についておそらく初めて最高裁判決が下されたほか、平成28年最判では、航空機リースを用いたタックスシェルターと関連して債務免除益の所得分類が争点となった。本研究が対象とする東京地判平成30年4月19日は、以上のような状況のなかで、所得分類の要件の解釈論とは別に、債務免除益の所得分類の判断構造について注目すべき判示をしている。本研究は、この判示が妥当なものか、また、本判決の結論は妥当か、という点について、当該判示が前提としている債務免除益の課税理論の観点から検討する判例研究である。

II 事案の概要

X(原告)は、農業などを営んでいる個人である。Xは、個人として農業および不動産賃貸業を営んでいるほか、2つの株式会社の代表取締役および取締役を務めてきた(以下、Xおよび2社を併せて「Xら」という)。昭和58年3月1日より、Xらは、Xが正組合員としての資格を有しているI町農業協同組合(以下「I」という)から、複数回にわたって金銭を借り入れていた。結果として、XのIに対する借入金債務は、平成11年9月30日時点で34件、6億円超となっていた。

Xらは、平成11年10月15日、Iに対して複数口の融資を申し込んだが、その後開催されたIの理事会において、一部の借入金を除き、一定の条件付きで上記融資が承認された。そのため、XがIに対して同条件を約する旨の念書を差し入れ、平成11年10月29日、それまでの

借入金と併せて、XらのIに対する債務の借換えおよび組替えがされた（以下「本件借換え等」という）。結果として、XのIに対する借入金債務は、借入金AないしDに整理されることになった（以下、借入金Aから借入金Dまでを併せて「本件借入金」といい、本件借換え等が行われる前のXのIに対する債務を「本件旧借入金」という）。

Iは、平成4年頃よりJ農協との間で合併交渉を行っていたが、平成18年頃、Iにおける不良債権の比率がJ農協の同比率よりも高かったため、J農協から、不良債権処理が進まなければ、合併に向けての進展はない旨を指摘されていた。そのため、IとXとの間の交渉などを経て、平成20年12月24日、Iは、K弁護士らに対し、Xらに対する債権の回収を委任した。K弁護士らは、平成21年2月17日付けで、Xらが一括してIに1億3,000万円を弁済することを条件として、Xらに対する「残債権の一切を免除することに異存ありません」などと記載した通知書を送付した。Xらは、平成21年3月27日、Iに対して、弁済金として一括して1億3,000万円を支払った（なお、このうちXの債務の弁済部分は4,300万円である）。Iは、同月30日付けでXらに対して、「証書貸付金の残債務について、一切を放棄致します」と記載した通知書を送付した（以下、この債務の消滅⁽¹⁾によってXが享受した経済的利益を「本件債務免除益」という）。

Xは、平成21年分の所得税の申告において、本件債務免除益を収入金額には含めずに申告していた。これに対し処分行政庁は、本件債務免除益の額は、弁済直前にXがIに対して負っていた債務の総額4億7,410万8,897円から弁済額である4,300万円を控除した4億3,110万8,897円であるとしたうえで、平成24年11月、

Xに対して、平成21年分の所得税の修正申告の懲遷をした。Xは、平成25年2月13日、本件債務免除益の額4億3,110万8,897円を一時所得（所得税法（昭和40年法律第33号、以下「所税」という）34条1項）の総収入金額に含めて計算した修正申告書を処分行政庁に提出した。これに対し処分行政庁は、平成25年3月11日、本件債務免除益4億3,110万8,897円のうち5,539万8,013円は不動産所得（所税26条1項）の総収入金額、6,817万5,112円は事業所得（所税27条1項）の総収入金額、3億753万5,772円は一時所得の総収入金額にそれぞれ算入されるとして更正処分等を行った。処分を不服とするXは、不服申立ての後、処分の取消しを求め、Y（国）を被告として出訴した。なお、訴訟段階において、Yは、当初の更正処分において一時所得の総収入金額に算入されとしていた3億753万5,772円について、雑所得（所税35条1項）の総収入金額に算入すべきであるという理由の差し替えを行っている。

本件の争点は、本件債務免除益の所得分類のほか、理由の差し替えの可否および国税通則法（昭和37年法律第66号）65条4項所定の正当な理由の有無であるが、本研究では、本件債務免除益の所得分類に限って検討を行う⁽²⁾。

III 裁判所の判断⁽³⁾（以下「本判決」という）

本件債務免除益4億3,110万8,897円のうち5,303万4,529円を不動産所得、32万1,665円を事業所得と認定したうえで、残額（3億7,775

(1) なお、Xは、この取引は免除（民法（明治29年法律第89号）519条）ではなく和解契約（民法695条）である、と主張している。

万2,703円)を一時所得と認定し、Xの請求を一部認容、一部棄却した。

まず、所得分類の判定方法について、「所得税法は、公平負担の観点から、納税者の所得を、その源泉又は性質によって10種類に区分し、担税力に応じた計算方法等を定めているところ、かかる所得区分の判断に当たっては、当該所得に係る利益の内容及び性質、当該利益が生み出される具体的態様を考慮して実質的に判断されるべきものと解され、借入金の債務免除益の所得区分の判断においては、当該借入れの目的や当該債務免除に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当である」(下線は筆者)と判断の方針を述べた。この点、Xは、「本件債務免除は、和解に基づくもの」であるという事実認定を前提として、「和解により生じた本件債務免除益は、一時的かつ偶発的な所得であり、一時所得というほかないのであって、本件債務免除益の所得区分を判断するに当たって、本件債務免除益を生み出す元となる債務の発生原因を重視すべきではない」と主張していた。これに対し裁判所は、「所得税法において、借入金が借主の

所得とされていないのは、借入金を取得すると同時に、当該借入金を弁済する債務を負い、借主の純資産が増加しないことによるものと解されるところ、上記債務が免除された場合には、借入金額とそれまでの弁済額の差額について純資産が増加することになり、当該差額が所得として観念されることになるのであるから、借入金の債務免除益の所得区分の判断に当たっては、当該借入れの目的や当該借入金の取得に係る経済的利益の性質をおよそ考慮する必要がないとするのは相当ではない」(下線は筆者)として、このような主張を退けた。なお、この判示については、Yの主張の冒頭において、類似した見解が述べられている。

以上のような方針を前提として、裁判所は、個別の所得分類についての判断を下している。まず、不動産所得については、その計算規定(所税26条2項)において「総収入金額」と規定されていることから、「不動産を使用収益させる対価として受け取る利益又はこれに代わる性質を有する利益にとどまらず、不動産貸付業務の遂行による副収入や付随収入等も含

(2) Yは、後述する平成28年東京高判に続いて、本件においても、債務免除益の所得分類について理由の差し替えを行っている。

本判決において判示されているとおり、税務訴訟の訴訟物については総額主義が判例理論においてとられている以上(最判平成4年2月18日民集46巻2号77頁など)、理由の差し替えはある程度は認められてよいのかもしれない(ただし、総額主義に対する反論として、占部裕典『更正にかかる処分理由の差し替えの許容性』同『租税法と行政法の交錯』(慈学社出版、2015年)407頁[初出:2004年]、伊藤滋夫=岩崎政明編『租税訴訟における要件事実論の展開』(青林書院、2016年)124~128頁[岩崎政明執筆部分]、金子宏『租税法[第23版]』(弘文堂、2019年)1074~1078頁参照。ま

た、泉徳治=大藤敏=満田明彦『租税訴訟の審理について[第3版]』(法曹会、2018年)128~149頁[大藤敏執筆部分]も参照)。

しかし、債務免除益の所得分類という類似した問題について、課税庁が相次いで訴訟段階での理由の差し替えを行うことは、租税法律関係を不安定にし、課税庁に対する納税者の信頼を損なう、著しく不適切な行為であろう。

(3) 東京地判平成30年4月19日裁判所ウェブサイト(ウェブサイトには、東京高裁の判決として誤って収録されている)。当該判決を紹介した記事として、匿名記事「個人事業主の借入金に係る債務免除益の所得区分で争い」T&A master 758号(2018年)4頁参照。なお、東京地裁民事第2部に確認したところ、控訴されず確定したようである。

まれ、かかる付随収入等には、金銭のみならず金銭以外の物や経済的な利益も含まれると解するのが相当である。Yは、同旨の規範を用いて、宅地の購入原資または賃貸用不動産の建築原資の一部となった本件旧借入金（旧借入金一覧順号（以下「順号」という）4,12,26借入金）の返済に充てられた本件借入金に係る本件債務免除益の部分を不動産所得と主張していた。これに対し、裁判所は、これらの本件旧借入金の一部（順号4,12借入金）は元々農地を購入した後に宅地へと転用した土地の購入原資となったものであり、「農地の購入から宅地への転用までの間に相当程度の期間があることが認められる」ほか、「Xは、Iの不良債権の処理のためにIの依頼に応じて、Iから金銭を借り入れて農地を購入することもあった」ことなどを勘案すると、当該借入金については「Xの不動産貸付業務の遂行に関わりなく借り入れられたものであることが否定できない」と認定した。したがって、本件債務免除益のうち当該借入金（順号4,12借入金）の返済に充てられた部分については不動産所得に該当しない（賃貸用マンションの建設資金の一部の支払に充てた順号26借入金の部分については該当する）、と結論づけている。

次に、事業所得についても、計算規定（所税27条2項）において「不動産所得と同様、……『総収入金額』と規定されていることなどに鑑みると、事業所得には、事業の本来的な収入にとどまらず、事業の遂行による副収入や付随収入等も含まれるものと解される」。Yは、同旨の規範を用いて、農地および農業用機械の購入原資となった本件旧借入金（順号11,20,24,25,27借入金）の返済に充てられた本件借入金に係る本件債務免除益の部分を事業所得と主張していた。これに対し、裁判所

は、農地の購入原資となった本件旧借入金（順号11,20,24,25借入金）について、「Xは、Iの不良債権の処理のためにIの依頼に応じて、Iから金銭を借り入れて農地を購入することもあったことからすると、上記借入金は、Xの事業の遂行に関わりなく借り入れられたものであることが否定できない」と認定した。したがって、当該借入金（順号11,20,24,25借入金）の返済に充てられた部分については事業所得に該当しない（農業用機械の購入原資となった順号27借入金の部分については該当する）、と結論づけている。

最後に、不動産所得または事業所得に該当しなかった債務免除益については、一時所得または雑所得への該当性が問題となる。一時所得に該当するためには、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること」（非継続要件）および「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであること」（非対価要件）という所税34条1項に法定された要件を充足する必要がある⁽⁴⁾。

まず、非継続要件について、その充足は「行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である」という馬券大阪事件上告審判決⁽⁵⁾の規範を裁判所は引用している。Yは、同旨の基準を用い、XがIの職員と共謀して不正融資を受けたことやI

(4) 判決では「非継続『性』要件」、「非対価『性』要件」と呼称されているが、講学上の一般的な呼称に鑑み、本研究では「性」を付さずに記述する。佐藤英明「一時所得の要件に関する覚書」金子宏＝中里実＝J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』（有斐閣、2014年）222頁参照。

(5) 最判平成27年3月10日刑集69巻2号434頁。

の合併をXが左右しうる地位にあったことなどを根拠に、「本件旧借入金の借入れから本件債務免除に至るまでの上記個々の行為は全体として本件債務免除に向けて行われたものであり、本件債務免除益は、一連の継続的行為から生じたもの」として非継続要件を充足しないと主張していた。しかし、Yが根拠としているような事情は認められず、「本件債務免除は、Xによる継続的な借入行為等そのものではなく、その結果としての多額の借入金債務の存在を背景として行われたものと評価できるにすぎないというべきであり、Yが主張するようにXによるIからの借入れ等が本件債務免除に向けられたものであるとは当然には評価し難い」。したがって、非継続要件を充足する、と判示している。

また、非対価要件については、「対価性を有する所得は、確定的な対価を得ようとする稼得意思又は行為に起因するものであり、偶発的な所得とはいえず、典型的に担税力が低いとはいえないことによるもの」とその趣旨を述べた。Yは、類似した見方に基づき、「ある種のいわば見返りのような性質を有するものも広く」非対価要件にいう「対価」に含まれる、としたうえで、XはIの「合併の成否を左右し得る特別な立場にあった」ことから、本件債務免除益は「偶発的なものであるということとはできない」と主張していた。これに対し、裁判所は、「XがIの正組合員としての地位を超えて、上記合併の可否について影響を及ぼし得る法的な権利を有していたことを認めるに足りる的確な証拠はな」いことなどを理由としてこのような主張を退け、本件債務免除益は非対価要件を充足する、と判示している。

以上の理由により、不動産所得または事業

所得とはならなかった部分の本件債務免除益は一時所得に該当すると本判決は結論を述べている。

IV 検討

1 本判決の意義および本研究の概要

本判決は、Yの主張する規範をほぼ踏襲しつつ、事実認定によってXの請求を一部認容した判決である。その検討の構造としては、債務免除益の課税理論に関する洞察を前提として、借換え前の旧借入金の用途をもって債務免除益の所得分類を判断した、という特徴を有する。後述するように、先行する裁判例においては、債務免除益の課税理論に関してどのような考え方を前提として判決が下されているのか不明確であるものが多かった。そのため、この点において、本判決は大きな意義を有するものと思われる。

本研究では、まず、債務免除益の課税理論についての先行研究および債務免除益の所得分類をめぐる先行裁判例について検討することで、本判決の判示について整理することを試みる(2, 3)。その後、本判決の規範の妥当性について検討し(4)、最後に、本判決が規範を正しく用い、適切な事実をそこに当てはめているか、という検討を行う(5)。

2 債務免除益の課税理論と本判決

本判決は、借入金に係る債務免除益の課税について、「所得税法において、借入金が借主の所得とされていないのは、借入金を取得すると同時に、当該借入金を弁済する債務を負い、借主の純資産が増加しないことによるものと解されるところ、上記債務が免除された場合には、借入金額とそれまでの弁済額の差

額について純資産が増加することになり、当該差額が所得として観念されることになる」という考え方を示している。この判示はどのように理解できるであろうか。

個人が得た債務免除益は、「経済的な利益」(所税36条1, 2項)として、収入金額に算入されるものと一般的に解されている⁽⁶⁾。もっとも、債務免除益に課税する根拠や、そこから導き出される課税所得としての債務免除益の範囲(以下、これらの点についての理論を「債務免除益の課税理論」と呼称する)については、必ずしも明らかではない。そのため、米国法との比較法的観点からこの点について論じた先行研究が存在する⁽⁷⁾。

債務免除益の課税理論については、米国において、主として2つの考え方が主張されてきた。1つは、債務免除益が課税所得に該当しようと連邦最高裁判所において初めて判示したKirby Lumber判決⁽⁸⁾の判示を前提として主張された「純資産アプローチ(Net Worth Approach。資産解放理論(Freeng-of-Assets Theory)ともいう)」である。純資産アプローチは、債務の消滅それ自体によって純資産の増加があり、弁済に用いるはずであった金銭その他の資産が利用可能になったことを債務免除益課税の根拠とする考え方である。この考えによれば、債務の消滅時には包括的に

債務免除益に対する課税が肯定される一方、例外として、債務超過者の負っている債務が消滅したとしても、資産が利用可能とはならないために、債務超過額分の債務免除益に対する課税は否定される。

純資産アプローチに対する反対説として、BittkerおよびThompsonによる論文⁽⁹⁾によって主張されたのが「借入金アプローチ(Loan Proceeds Approach。借入元本理論(Loan Proceeds Theory)、過誤修正理論(Mistake-Correction Theory)ともいう)」である。借入金アプローチは、債務の発生時に享受した非課税の経済的利益に対して債務の消滅時に課税することとして債務免除益に対する課税を捉える考え方である。借入金アプローチの下では、債務が弁済以外の形で消滅したとしても、債務の発生時に非課税での受益がない場合には⁽¹⁰⁾、債務免除益に対する課税は否定される。一方、債務の発生時に非課税の受益がある場合には、債務超過者が受けた債務の消滅であっても、債務免除益に対する課税は肯定される。債務超過者が享受した債務免除益を非課税または課税繰延とする規定(内国歳入法典 §§ 108,1017)は、債務免除益の課税理論とは別個の論理(倒産法の要請など)から説明される、ということである。

以上のような米国の議論を前提として、日

(6) 所得税基本通達36-15(5)も参照。

(7) 高橋祐介「損害賠償なんか踏み倒せ！」立命館法学352号(2013年)242~251頁、川田剛『新版 ケースブック海外重要租税判例』(財経詳報社、2016年)74~75頁、長戸貴之『事業再生と課税』(東京大学出版会、2017年)107~121頁参照。拙稿「債務免除益課税の基礎理論(上)」青山ビジネスロー・レビュー6巻1号(2016年)81~94頁も参照。

(8) 米国対Kirby Lumber社事件連邦最高裁判所判決(284 U.S. 1 (1931))。

(9) Boris I. Bittker & Barton H. Thompson, Jr., *Income From the Discharge of Indebtedness: The progeny of United States v. Kirby Lumber Co.*, 66 CAL. L. REV. 1159 (1978).

(10) 米国では、非課税の受益が無い債務として、租税債務や養育費の支払義務が挙げられる(See Lawrence Zelenak, *Cancellation of Indebtedness Income and Transactional Accounting*, 29 VA. TAX REV. 277, 315-319, 325-328 (2009))。

本法について借入金アプローチの考え方の妥当性を検討したのが、増井教授の「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題」である。増井教授は、次のように、借入金に係る債務免除益の場合を例に取って借入金アプローチの考え方を説明している。「借入金は借主の所得にならない。元本の収受のあった年に、将来の返済債務を見越計上することによって、借主には純資産の増加がないことになるからである。……では、債務が免除された場合どうなるか。もともと、借入金が所得から除外されたのは、借主が元本を返済する義務を負っていたからである。これに対し、債務が額面金額以下に減額された場合には、借主はもはや額面金額だけの返済をする義務を負わないから、この前提が崩れる。借主は、支払わなければならぬ額よりも多くの額を受け取りかつ所得から除外したことになる。つまりこの場合、借主の富はネットでみて免除分だけ増加している。その増加額を所得に計上するのである。」⁽¹¹⁾

2冒頭で取り上げた判示は、借入れ時の現金の非課税と債務免除益に対する課税を関連付けて論じているなど、増井教授の論文の記述と類似した（むしろほぼ同旨の）考え方を示している⁽¹²⁾。したがって、本判決は、債務免除益の課税理論として借入金アプローチを（少なくとも借入金に係る債務免除益の課税については）とるべき旨を判示した判決、と整理することができよう。

3 債務免除益の所得分類をめぐる先行裁判例と本判決

2で取り上げた判示の前において、本判決は、「借入金の債務免除益の所得区分の判断においては、当該借入れの目的や当該債務免除

に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当である」と判断の方針を示している。また、Xの主張を退けるために、「借入金の債務免除益の所得区分の判断に当たっては、当該借入れの目的や当該借入金の取得に係る経済的利益の性質をおよそ考慮する必要がないとするのは相当ではない」とも述べている。これらの判示は、どのように理解することができるだろうか。

債務免除益の所得分類については、近年の2つの裁判例において、主たる論点として論じられている。そのため、これら先行する裁判例との比較検討を以下において行い、本判決における上記判示の特徴を明らかにすることとしたい。

(1) 倉敷青果荷受組合事件第一次上告審判決（以下「平成27年最判」という）

この事件は、人格のない社団等であるEが、その理事長であるFに対して貸付金債権の免除を行った場合に、当該免除に伴う債務免除益が給与所得（所税28条）に該当し、Eに源泉徴収義務（所税183条1項）が生じるか否かが争われた事案である。

原審においては⁽¹³⁾、当該債務免除益は給与所得に該当しないと判示されていた。しかし、第一次上告審においては、以下の理由から、

(11) 増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題（上）」ジュリスト1315号（2006年）196頁。増井良啓「賭博債務の免除から所得は生ずるか」税研40・41合併号（1992年）17頁も参照。

(12) なお、訴訟記録を閲覧し、Y側が増井教授の論文を証拠として提出していたことを確認している（乙55号証）。

(13) 広島高岡山支判平成26年1月30日税資264号順号12402。

当該事案における債務免除益は給与所得に該当するとの結論が下されている¹⁴⁾。

「所得税法28条1項にいう給与所得は、自己の計算又は危険において独立して行われる業務等から生ずるものではなく、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供した労務又は役務の対価として受ける給付をいうものと解される……。そして、同項にいう賞与又は賞与の性質を有する給与とは、上記の給付のうち功労への報償等の観点をも考慮して臨時的に付与される給付であって、その給付には金銭のみならず金銭以外の物や経済的な利益も含まれると解される。

事実関係によれば、(a)Fは、Eから長年にわたり多額の金員を繰り返し借り入れ、これを有価証券の取引に充てるなどしていたところ、EがFに対してこのように多額の金員の貸付けを繰り返し行ったのは、同人がEの理事長及び専務理事の地位にある者としてその職務を行っていたことによるものとみるのが相当であり、(b)EがFの申入れを受けて本件債務免除に応ずるに当たっては、Eに対するFの理事長及び専務理事としての貢献についての評価が考慮されたことがうかがわれる。これらの事情に鑑みると、本件債務免除益は、Fが自己の計算又は危険において独立して行った業務等により生じたものではなく、同人がEに対し雇用契約に類する原因に基づき提供した役務の対価として、Eから功労への報償等の観点をも考慮して臨時的に付与された

給付とみるのが相当である。」((a)および(b)ならびに下線は筆者による。)

この判決は、(a)「Fは、Eから長年にわたり多額の金員を繰り返し借り入れ、これを有価証券の取引に充てるなどしていた」ことを「EがFに対してこのように多額の金員の貸付けを繰り返し行ったのは、同人がEの理事長及び専務理事の地位にある者としてその職務を行っていたことによるもの」と評価し、また、具体的な事実は挙げていないが、(b)「EがFの申入れを受けて本件債務免除に応ずるに当たっては、Eに対するFの理事長及び専務理事としての貢献についての評価が考慮されたことがうかがわれる」と評価したうえで、当該事案における債務免除益は給与所得に該当すると判示している。

平成27年最判は、(a)貸付けおよび(b)免除のそれぞれにつき、Fの地位がその理由であることを論じているものと言えよう¹⁵⁾。より一般化すれば、借入金に係る債務免除益の所得分類の決定に当たり、借入れの原因および債務の消滅原因の双方を勘案した判決とすることができるようと思われる。

(2) ノン・リコース債務免除益事件控訴審判決（以下「平成28年東京高判」という）

この事件は、航空機リース事業を営んでいた任意組合が、航空機リース事業の終了に伴って銀行から受けた借入金等に係る債務免除益の所得分類が争われた事案である。当該借

14) 最判平成27年10月8日判タ1419号72頁。その後、差戻控訴審判決（広島高判平成29年2月8日民集72巻4号353頁）および差戻上告審判決（最判平成30年9月25日民集72巻4号317頁）により確定した。

15) 増田教授は、同様の分析をしている。増田英敏

「判批」TKC税研情報25巻5号（2016年）10頁、同「紛争予防税法と要件事実論」木村弘之亮先生古稀記念論文集編集委員会編『公法の理論と体系思考』（信山社、2017年）271～275頁、同『リーガルマインド租税法〔第5版〕』（成文堂、2019年）519～521頁参照。

入金には責任財産限定特約（ノン・リコース条項）が付されていた。

原審においては、当該借入金に係る債務免除益が一時所得に該当するか雑所得に該当するかという点について、特に非継続要件の充足の有無が争われた。原判決は、本判決と同じく非継続要件について馬券大阪事件上告審判決¹⁶⁾の規範を引用したうえで、次のような判示によって、当該借入金に係る債務免除益は非継続要件を充足すると判示し、納税者の請求を認容している¹⁷⁾。「本件ローン債務免除益は、飽くまで本件ローン債務免除行為によって発生したものであるであって、本件航空機の賃貸自体から発生したものである」こと、「本件ローン債務免除行為は、必ずしもノン・リコース条項を前提とした法律関係を反映したものというわけではなく、本件ローン債務免除益は、本件組合事業において、本件ローン契約やノン・リコース条項に基づいて当然に発生したものではなかった」ことなどの事実関係「によれば、本件ローン債務免除益は、……一時的、偶発的に発生したものと認めるのが相当であるから、営利を目的とした継続的行為から生じた所得以外の一時的所得に該当するものというべきである」。(下線は筆者)

控訴審において、国（原審被告、控訴人）は、雑所得に該当するという原審における主張を差し替え、不動産所得に該当するという主張を展開している。しかし、このような主張についても、次のような理由により控訴審判決において退けられ、納税者（原審原告、被控訴人）が勝訴している¹⁸⁾。「不動産所得とは、賃貸人が賃借人に対して一定の期間、不動産等を使用収益させる対価として受け取る利益又はこれに代わる性質を有するものと解するのが相当である」。「本件ローン債務免除

益は、……本件ローン債務免除行為によって発生したものであるところ、本件融資銀行は、本件航空機の賃借人ではなく、本件航空機を使用収益していたわけではない。……本件ローン債務免除益は、本件組合が行っていた営利を目的とする継続的行為である本件航空機の賃貸自体によって発生したものではないし、本件航空機を使用収益させる対価又はこれに代わる性質を有するものでもないから、本件ローン債務免除益を不動産所得に該当するものということとはできない。」(下線は筆者)

平成28年東京高判は、下線を付したように、債務免除益はあくまで債務の消滅それ自体によって生じることを前提として、債務が消滅した事情（免除）のみをもって債務免除益の所得分類を判断したものと整理することができよう。

(3) 両判決と比較した場合の本判決の特徴

以上の2つの判決は、債務免除益の所得分類を判断するに当たって考慮した事実について対照的である。平成27年最判は、債務の発生および消滅いずれの事情をも勘案して債務免除益の所得分類を決定している。一方、平成28年東京高判は、債務が消滅した事情のみを勘案して債務免除益の所得分類を決定している。

3冒頭で引用した判示で「借入金の債務免除益の所得区分の判断においては、当該借入れの目的や当該債務免除に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当である」と

¹⁶⁾ 最判平成27年3月10日・前掲注(5)。

¹⁷⁾ 東京地判平成27年5月21日税資265号順号12666。

¹⁸⁾ 東京高判平成28年2月17日税資266号順号12800。なお、最決平成29年12月19日（公刊物未登載）により上告不受理とされ、確定した。

いう考え方を示している点で、本判決は、平成27年最判で前提とされているように、借入れの目的などの債務の発生時の事実および免除の経緯などの消滅時の事実を勘案して債務免除益の所得分類を判断する考え方とっているものと言えるであろう。このような考え方を明示した点に、平成27年最判と異なる本判決の特徴がある。また、2で整理したように、債務免除益の課税理論としての借入金アプローチをその根拠に置いている点にも、本判決の特徴がある。

4 本判決の規範の妥当性

4では、2および3の整理に基づき、本判決が定立した規範の妥当性について論じる。

本判決の規範には、重要な部分が大きく分けて2つあるように思われる。まず、1つは、2および3で整理した、債務免除益の所得分類を判断するに当たっての方針¹⁹⁾を示した部分である(判旨①)。もう1つは、個別の所得分類の課税要件を定めた規定(所税26条1項、27条1項、34条1項、35条1項)の解釈を示した部分である(判旨②)。

後者(判旨②)については、別稿において、

結論を左右するほどの疑問は生じないと既に論じたところである²⁰⁾。そこで、本研究では、2および3で整理した、債務免除益の所得分類を判断する方針を示した部分(判旨①)を主に取り上げたい。この部分はどのように評価できるだろうか。

この点、まずは、平成27年最判および平成28年東京高判に対する評価を参照すべきであろう。平成27年最判については、否定的な評価も肯定的な評価もあるものの²¹⁾、債務の発生時および消滅時の事実をいずれも勘案した点について評価した文献は見当たらない。一方、平成28年東京高判およびその原審については、債務の発生時や債権債務関係継続中の事実を勘案しなかった点を批判する文献がある²²⁾。まず、小塚教授は、ノン・リコース条項があったことによって、ノン・リコース債務免除益事件においては債務免除益の享受額(=貸主が被った損失の額)は免除以前から決まっていたことを理由に、平成28年東京高判の原審が「本件のローン債務免除益は、あくまで本件ローン債務免除行為によって発生したもの」と認定している点を批判している²³⁾。また、小柳氏は、平成27年最判を前提とすれば、借入

19) 本研究では、この部分を「判断の方針」と呼称している。後述するように、筆者はこの部分を規範の一部と捉えている。しかし、本判決において当てはめと綺麗に対応しているのは、個別の所得分類の解釈論であろう。したがって、筆者の評価を捨象した客観的な呼称として、あえて「判断の方針」と記述している。

なお、債務免除益の所得分類はあくまで所得分類の要件の解釈論のみを論じて検討すべきであるとして、このような方針を述べた本判決に疑問を呈する評釈として、長島弘「判批」ジュリスト1534号(2019年)126頁参照。

20) 拙稿「判批」月刊税務事例51巻8号(2019年)45頁参照。

21) 否定的な評価をする論者としては、金子教授(金子・前掲注(2)244頁参照)および田中教授がいる(田中治「債務免除益に係る所得税法上の取扱い」税務事例研究166号(2019年)30~36頁参照)。ある程度肯定的な評価をする論者としては、伊川教授がいる(伊川正樹「所得税における対価性」木村弘之亮先生古稀記念論文集編集委員会・前掲注(15)72~77頁参照)。

同判決の評釈としては、既に挙げた増田教授のもののほか、奥谷健「判批」税務QA165号(2015年)46頁、今本啓介「判批」ジュリスト1489号(2016年)10頁、占部裕典「判批」ジュリスト1492号(2016年)203頁、木山泰嗣「判批」青山ビジネスロー・レビュー5巻2号(2016年)65頁参照。

れに係る事情も勘案して所得分類を判断すべきであった、と平成28年東京高判を批判している²⁴。吉村教授は、「日本法における、債務が発生し消滅するという取引全体を眺めて課税結果を導く取引アプローチ的な発想の弱さは、かねて指摘されていたところであり……²⁵、そのことを改めて確認する事案」²⁶と平成28年東京高判を評価している。

筆者も、平成28年東京高判の原審の判例研究において、債務免除益の課税理論に関する検討を前提に、債務の発生時の事情についても勘案すれば、当該ローン債務免除益は不動産所得に該当する可能性があったのではないかと論じている²⁷。

筆者の議論を補足するために、上記の判例研究において述べなかった点についても述べておきたい²⁸。なぜ、債務免除益の所得分類について、特段の議論が必要なのだろうか。所得分類の要件の解釈論とは別に、この点を議論する必要性はどこにあるのだろうか。また、課税所得としての債務免除益の範囲を画する議論（債務免除益の課税理論）が、なぜ、所得分類の議論にも影響を及ぼしうるのだろうか。

これらの点については、次のような法解釈論が答えになるように思われる。所得分類は、各条の1項において、その意義が定められている（所税26条1項など）。この規定のみに着目した場合には、債務免除益の所得分類を取り上げて議論する必要性や債務免除益の課税理論がもたらす影響については必ずしも明らかではない。ただし、各条2項の計算規定において、その計算方法が定められており（所税26条2項など）、「収入金額」または「総収入金額」という概念が用いられている。これらの概念については、収入金額に関する通則的な規定においてその意義が定められており、「経済的な利益」がこれに含まれるものとされている（所税36条1項、2項）。そして、2で述べたように、経済的利益に含まれるものとしての債務免除益を画するのが、債務免除益の課税理論である。つまり、従来議論されてきたような所得分類の要件の解釈論を前提として、その計算規定を解釈して範囲を論じる際に、「収入金額」または「総収入金額」に含まれる債務免除益（所得分類の範囲）を画するものとして、債務免除益の課税理論に基づく考察が根拠として必要とされるのである²⁹。

22 別稿（拙稿・前掲注20）において不動産所得の要件について述べたものとして引用するものほか、平成28年東京高判について論じた文献として、木山泰嗣「判批」税経通信71巻13号（2016年）174頁、伊川・前掲注(2)79～80頁、林仲宣「最近の判例から考える所得区分の論理」木村弘之亮先生古稀記念論文集編集委員会・前掲注(5)97～102頁、八ツ尾順一『租税回避の事例研究〔7訂版〕』（清文社、2017年）502～520頁参照。

23 小塚真啓「債務免除益の法的・経済的性質と所得分類」租税研究795号（2016年）86～91頁参照。小塚真啓「ノンリコース債務免除益の所得分類が争われた事例」ジュリスト1452号（2013年）8頁も参照。同旨の考え方を示す文献として、若木裕

「ノンリコースローンを巡る課税上の諸問題について」税務大学校論叢77号（2013年）189～224頁参照。

24 小柳誠「判批」税大ジャーナル27号（2017年）87～88、90頁参照。

25 この部分では、高橋・前掲注(7)を挙げている。

26 吉村政穂「判批」ジュリスト1505号（2017年）213頁。

27 拙稿「判批」青山社会科学紀要45巻1号（2016年）73～78頁参照。

28 以下の議論は、日本税法学会第449回関東地区研究会における、泉絢也会員、酒井克彦会員および増田英敏会員の質問が契機となっている。この場を借りてご教示に感謝申し上げます。

以上のような考えに基づき³⁰⁾、債務の発生時および消滅時の事情を勘案すべきである、という、本判決において示された債務免除益の所得分類の判断方針について、筆者は概ね肯定的に評価している³¹⁾。債務免除益の課税理論に関する考察をしたうえで債務免除益の所得分類の判断の方針を明示している点で、平成27年最判の判断よりも望ましいものと評価できるだろう。今後は、本判決が示したように、債務の発生原因および消滅原因のいずれをも考慮して債務免除益の所得分類を決定すべきことを前提として、発生原因と消滅原因のいずれを重視すべきか、という議論がされていくように思われる³²⁾。したがって、今後の議論への寄与という意味でも重要な意義がある判決と評価できよう。

ただし、2で整理したように、本判決は借入金アプローチを債務免除益の課税理論としてとることを特に検討を行うことなく前提としているが、この点には疑問がある。借入金アプローチにおいては、債務者の経済状態は債務免除益に対する課税の有無に影響しないものと考えられている。例えば、増井教授の論文においては、資力喪失者が享受した債務免除益の非課税を規定していた旧所得税基本通達36-17について「所得税法36条の解釈の上では収入金額に計上すべきことになるところを、通達限りで執行を緩和しているのではないか」というかすかな疑念をぬぐい去れない³³⁾と論じている。しかし、同通達については、「所得税法36条の趣旨に整合する」と判示した裁判例がある³⁴⁾。また、平成27年最判において

29) なお、この議論は、所得分類の計算規定における「収入金額」と「総収入金額」の範囲は異なる、との見解を支持するものではないことに注意されたい。いずれの文言にも「経済的な利益」は含まれるのであるから、等しく、債務免除益の課税理論は影響を及ぼすと解すべきである。

30) 所得分類の範囲を画する際に所税36条が影響を及ぼすのではないかという筆者のような見解は、本判決において明示的に述べられているわけではない。ただし、不動産所得には不随収入等が含まれ、その「付随収入等には、金銭のみならず金銭以外の物や経済的な利益も含まれる」と述べている判示は、所税36条を意識したもののように思われる。

31) 本判決に対する同旨の評価として、伊川正樹「判批」税務QA210号（2019年）62頁参照。

ただし、債務発生時の事情として「目的」を例示すべきであったのか、という点については、慎重な議論が必要であろう。筆者のように、債務免除益の所得分類の判断にあたって債務発生時の事情を勘案すべきことを主張するのみであるならば、むしろ、借入金の目的ではなくより一般的に、「借入金の経緯」等の文言を本判決は例示すべきであった、と論じるべきかもしれない。

実際、平成27年最判で債務発生時の事情として論じられたのは、借入金の反復継続性であり、Fの借入金の目的ではない。

32) 債務免除益は、それ以前に享受した利益が債務の消滅時点において課税対象になるものと解すべきである（この利益を経済的利益と捉えるのが借入金アプローチ、租税利益の取戻しと捉えるのが（後掲注38）で述べる）債務控除アプローチである）。したがって、一般的に言うならば、債務の発生原因が債務免除益の所得分類の判断に当たって主たる要素となり、消滅原因が反証となる場合にのみ、発生原因による判断が否定されるものと解すべきであろう。

ただし、所得分類は所得の実際の稼得形態を考慮して判断すべきであるから（拙稿・前掲注2770～71頁参照）、抽象的には以上のように考えられつつ、実際には、重視すべき要素は事案によって異なるであろう。

なお、この点につき、債務の消滅原因に重きを置くべきという意見を述べる本件の判例評釈として、木山泰嗣「判批」税理62巻2号（2019年）152頁参照。

33) 増井（2006年）・前掲注(11)199頁。

34) 大阪地判平成24年2月28日税資262号順号11893。

は、同通達とほぼ同じ文言を用いて差戻理由が述べられており³⁵、法令の解釈として同様の取扱いが導き出しうることが前提とされているように思われる。同通達については、平成26年度税制改正（平成26年法律第10号）によって同旨の規定が所税44条の2として設けられたことにより廃止されたが、この改正についても、同様の取扱いが法令上明確化されたものと立法担当者からは説明されている³⁶。したがって、資力喪失者が享受した債務免除益には課税すべきではない、という借入金アプローチとは相反する考えが、日本法における債務免除益課税には内在している、との評価も可能であろう³⁷。この点に関する検討をせずに、借入金アプローチを無前提に支持する本判決の判示には若干の疑問がある³⁸。

以上のように、理論的枠組については若干の疑問が生じるころではあるが、債務の消滅原因に加えて発生原因を考慮して債務免除益の所得分類を決定すべきとした本判決の規範それ自体については、概ね妥当なものと評価できよう。

5 債務免除益の所得分類と借入金の使途

4で整理した債務免除益の所得分類の判断方針および所得分類の意義（規範）に事実を当てはめ、本判決は納税者の請求を一部認容

する結論を導いている。それでは、その事実の当てはめおよび結論はどのように評価できるのであろうか。

(1) 不動産所得該当性および事業所得該当性

本判決では、本件債務免除益のうち、本件借入金によって返済した本件旧借入金の使途が特定できた一部について、不動産所得または事業所得への該当性が争われている。

まず、Yは、本件債務免除益のうち宅地の購入原資または賃貸用不動産の建築原資の一部となった本件旧借入金（順号4,12,26借入金）の返済に充てられた本件借入金に係る部分を不動産所得と主張している。これに対し、裁判所は、農地として購入した後に宅地へと転用した土地の購入原資（順号4,12借入金）に当たる部分については不動産所得該当性を否定する一方、住宅の建設費用に充てた借入金（順号26借入金）に当たる部分については不動産所得該当性を肯定している。

次に、Yは、本件債務免除益のうち農地および農業用機械の購入の原資となった本件旧借入金（順号11,20,24,25,27借入金）の返済に充てられた本件借入金に係る部分を事業所得と主張している。これに対し、裁判所は、農地の購入原資となった本件旧借入金（順号11,20,24,25借入金）に当たる部分については

35 最判平成27年10月8日・前掲注14。

36 大蔵財務協会編『改正税法のすべて（平成26年度版）』（大蔵財務協会、2014年）103頁〔佐々木誠＝田名後正範執筆部分〕参照。

37 高橋教授は、旧所得税基本通達36-17および相続税法8条後段につき、「純資産アプローチに基づき、債務超過状態には課税されるべき所得（贈与・遺贈含む）がないことを前提にしている、という理解は可能である」（高橋・前掲注(7)252頁）と論じている。

38 この点、筆者は、債務の発生から消滅までを通じて債務免除益に対する課税を考察する（借入金アプローチのような）考え方と（純資産アプローチが肯定する）債務超過者が得た債務免除益の債務超過額分の非課税を両立する新たな債務免除益の課税理論（債務控除アプローチ）を、租税利益（tax benefit）という概念を軸に提唱している。拙稿「債務免除益課税の基礎理論（下）」青山ビジネスロー・レビュー6巻2号（2017年）42～54頁参照。

事業所得該当性を否定する一方、農業用機械の購入原資（順号27借入金）に当たる部分については事業所得該当性を肯定している。

以上の判示の妥当性については、判決文等から明らかな事実のみをもって判断することは難しいように思われる。例えば、当初は農地であった土地の購入原資となった部分については、不動産所得該当性も事業所得該当性も否定されているが、その際には、いずれの旧借入金（順号4,11,12,20,24,25借入金）を返済するための本件借入金の部分についても、「Xは、Iの不良債権の処理のためにIの依頼に応じて、Iから金銭を借り入れて農地を購入することもあった」ことがその理由として述べられている。このことは裁判所の認定事実においても述べられているが、どの程度の頻度でこのような取引が行われており、またどの程度具体的にこのような依頼がされていたのかという点は必ずしも明らかではない。したがって、裁判所の上記の評価の妥当性は不明であると述べざるを得ない。

ただし、裁判所の検討の方向性については、規範を正しく用いていないのではないかと、思われる。なぜならば、裁判所は、旧借入金の使途をもって、本件債務免除益の所得分類を判断しているからである。

2および3で整理したとおり、本判決は、債務免除益の課税理論として借入金アプローチをとることを明示したうえで、そのことを根拠として「借入金の債務免除益の所得区分の判断においては、当該借入れの目的や当該債務免除に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当である」と判断の方針を示したことに大きな意義を有する。そもそも、ここで論じている不動産所得該当性および事業所得該当性については、借入れの目的や債

務免除の経緯という例示された考慮要素について論じておらず³⁹⁾、この点において、規範を正しく用いていないものと批判できよう。

もっとも、「当該借入れの目的や当該債務免除に至った経緯等」の中に借入金の使途という考慮要素が含まれるのであれば、本判決の判断方針は多少は妥当なものであると評価することができるかもしれない。

しかし、本判決の規範を前提とすれば、借入金の使途は債務免除益の所得分類の判断において中心的な考慮要素とはすべきではないものと思われる。なぜならば、本判決が規範の根拠とする借入金アプローチは、借入金の使途をもって債務免除益に対する課税を検討する考え方とは異なるからである。

債務免除益に対する課税について、借入金の使途をもって検討する考え方（取引全体アプローチ）は、確かに米国の連邦最高裁判所の判決（Kerbaugh-Empire判決⁴⁰⁾）において述べられている。借入金を用いた投資が成功したか失敗したかをもって、債務免除益に対する課税の有無を判断するという考え方である。しかし、本判決が根拠とする借入金アプローチは、あくまで債務が発生し消滅した事情をもって債務免除益に対する課税を論じる立場であって、どのようなことに借入金を投資したのかということをお案する考え方とは別のものとして主張されている⁴¹⁾。借入金アプローチにおいては、借入金を非課税で収受し

³⁹⁾ なお、当然ながら、借入れの目的と借入金の使途は異なる。前者は借入れの原因であり、後者は借入れの結果である。後者は前者を推定する際の一要素とは扱いうるにせよ、両者を混同すべきではない。

⁴⁰⁾ Bowers対Kerbaugh-Empire事件連邦最高裁判所判決（271 U.S. 170（1926））。

ていたのであれば、その借入金の使途に関わりなく債務の弁済無しでの消滅時には債務免除益に対して課税がされるべきである。したがって、借入金の使途をもって債務免除益の所得分類を判断しようとする本判決は、その根拠である借入金アプローチを正解していないものと批判できよう。

理論的枠組を正しく用いていないとしても、仮に有益な検討方針を示しているのであれば、本判決は肯定的に評価できよう。しかし、取引全体アプローチについて批判されるとおり⁴³、金銭に色は付いていないのであって⁴³、借入金の使途を特定するのは困難である⁴⁴。したがって、有益な方針という点においても、債務免除益に対する課税を論じるに当たり、借入金の使途を中心的な考慮要素とすべきではないように思われる。

以上のように、裁判所は、(4で評価したとおり)概ね妥当な規範を示しているものの、その規範を正しく用いていないように思われる。したがって、不動産所得該当性および事業所得該当性に関する本判決の当てはめには

疑問がある。ただし、(同旨の規範を用いている)Yの主張の段階から、旧借入金の使途を勘案するという誤用が行われている点も指摘しておきたい。

仮に規範を正しく用い、借入れの目的や免除の経緯等をもって判断をした場合に結論はどのようなのだろうか。まず、借入れの目的として、本件借入金の借入れ(本件借換え等)の目的と本件旧借入金の借入れの目的のいずれを勘案すべきかが問題となる。この点については、本件借入金は本件借換え等で生じたのであるから、あくまで借換え等を行った経緯を勘案すべきであろう。本件旧借入金の返済に充てられた、という本件借入金の使途は、中心的な考慮要素として勘案すべきではない。そして、本件借換え等および免除のいずれについても、主としてI側の債務の整理または不良債権処理のために行われたものであり、Xの「不動産等……の貸付け」(所税26条1項)または「農業」(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)63条1号)の一環として行われたものとは評価しがたいように思われるこ

(41) 例えば、借入金アプローチを提唱したBittkerおよびThompsonの論文では、Kerbaugh-Empire判決は「幸先の良くない始まり」と批判されている(See Bittker & Thompson, *supra* note 9, at 1161)。

(42) See *id.* at 1163; Deborah H. Schenk, *The Story of Kirby Lumber: The Many Faces of Discharge of Indebtedness Income*, in *TAX STORIES* (2nd ed. 2009) 146; Zelenak, *supra* note 9, at 282-283.

取引全体アプローチに対する批判については、高橋・前掲注(7)243~244頁も参照。

(43) 本判決においては、認定事実にあるとおり、個々の旧借入金の使途がある程度特定可能であったかもしれないが、このような事例が全てではない。また、訴訟記録を閲覧する限り、裁判所が借入金の使途を認定する際に参照している証拠は、借入金の使途を示すようなものではなく、土地等の状

況を示すようなものでしかなかった。訴訟記録を調査した限りでは、借入金の使途を特定できるような証拠は提出されていない。当該事実認定が正当なものであったのかという点に疑問がある。

(44) 訴訟記録を閲覧したところ、本件においては、納税者の申告を代理した税理士が、借入金の使途の特定による所得分類の判定が困難であるとして行政指導を要請していたようである。債務免除益の所得分類について、本判決のような借入金の使途の特定による検討を強ければ、税理士すら判定が困難な事例が頻発してしまうように思われる。実際、本件においても、税務調査等による証拠の収集をもってしても、借入金の使途を特定できた(ものとされている)のは、旧借入金のうちの一部に過ぎない。

とから、本件債務免除益は全て不動産所得または事業所得には該当しないように思われる。

以上の結論を前提として、(2)では、本件債務免除益の一時所得または雑所得該当性について議論を行う。

(2) 一時所得または雑所得該当性

本判決においては、Yは不動産所得または事業所得に該当しない債務免除益は雑所得に該当すると主張した一方、裁判所は、ほぼ同じ規範を用いて、一時所得に該当するとの結論を導いている。この点、Yは、本件債務免除益は、一時所得の要件のうち非継続要件および非対価要件のいずれをも充足しないと主張している。

まず、非継続要件について、Yは、XがIの職員と共謀して不正融資を受けたことやIの合併をXが左右しうる地位にあったことなどを根拠に、「本件旧借入金の借入れから本件債務免除に至るまでの上記個々の行為は全体として本件債務免除に向けて行われたものであり、本件債務免除益は、一連の継続的行為から生じたもの」として非継続要件を充足しない、と主張している。これに対し裁判所は、「本件債務免除は、Xによる継続的な借入行為等そのものではなく、その結果としての多額の借入金債務の存在を背景として行われたものと評価できるにすぎないというべき」と判示している。

この裁判所の評価は妥当であろう。3(2)で整理したように、ノン・リコース条項が設けられている借入金債務についてすら、平成28年東京高判の原審によって、債務免除は当初から予定されていたものではなく、非継続要件を充足しないものとされている。本件借換え等については、XがIに対して有する地位が

何らかの影響を与えたものと思われるが、そのことのみをもって、当初から免除が予定されており、個々の行為が全体として免除に向けて行われたものであるとまでは言えないように思われる。実際、Iは、理事会の決定に基づいて、Xに対する債権の回収を弁護士に依頼している。

次に、非対価要件について、Yは、XがIの「合併の成否を左右し得る特別な立場にあった」ことから、本件債務免除益は「偶発的なものであるということとはできない」として非対価要件を充足しない、と主張している。これに対し裁判所は、「XがIの正組合員としての地位を超えて、上記合併の可否について影響を及ぼし得る法的な権利を有していたことを認めるに足りる的確な証拠はないことなどを理由にこのような主張を退けている。

この点は、Yの主張は根拠が曖昧であり、したがって裁判所の判断が妥当であるように思われる。ただし、Yの主張における根拠の曖昧さは、Yの主張それ自体というよりも、「偶発性」という（Yおよび裁判所が採用した）規範が曖昧であることに起因しているように思われる⁴⁵。本来ならば、XからIに対してどのような資産の譲渡または役務の提供が行われたのか、本件債務免除益はその対価としての性質を有するものであるかという文理に即した検討がされるべきであっただろう。

以上のように、不動産所得または事業所得とはされなかった部分の本件債務免除益については、一時所得に該当するという裁判所の判示が妥当なものと思われる。そして、(1)の検討と合わせれば、本件債務免除益は全て一時所得に該当する、というXの主張の結論が

⁴⁵ 拙稿・前掲注②050頁参照。

妥当である。

6 検討のまとめ

本研究では、次のような議論を行った。本判決は、債務免除益の課税理論として、借入金アプローチをとることを明示した判決である。従前の裁判例と比較すれば、平成27年最判において前提とされていた債務の発生および消滅のいずれの事情をも勘案して債務免除益の所得分類を判断する考え方を確認するとともに、借入金アプローチをその根拠として明示したことに新たな意義がある。借入金アプローチという理論的根拠に対する若干の疑問はあるものの、本判決の規範自体については概ね肯定的に評価できる。今後の議論にも資する法解釈である。しかし、その妥当な規

範を誤用しており、あてはめについては疑問がある。正しく規範を用いれば、本件債務免除益は全て一時所得に該当する、という、Xの主張を全部認容する結論が導かれるべきであったと思われる。

筆者の意見（特に、本件の借換え等および債務免除は不動産等の貸付けや農業の一環として行われていないという評価）については、異なる見解もありうるものと思われる。ただし重要なのは、債務免除益の所得分類の決定に当たって借入金の用途を中心的な考慮要素とするべきではなく、少なくとも借換え前の旧借入金の用途それ自体をもって債務免除益の所得分類を判断している点において、本判決は妥当ではない、ということである。